

第13回全国中学生少林寺拳法大会要項

1. 目的 全国の中学校における少林寺拳法部員・一般財団法人少林寺拳法連盟所属の生徒達の親睦交流と技術の向上をはかり、少林寺拳法の正しい姿を一般に公開して、中学生の健全な精神と肉体を育成することを目的とする。
2. 主催 一般財団法人少林寺拳法連盟、全国中学校少林寺拳法連盟
3. 後援 スポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本武道館、公益財団法人日本中学校体育連盟、少林寺拳法振興議員連盟、香川県、香川県教育委員会、公益財団法人香川県スポーツ協会、香川県中学校体育連盟、公益社団法人香川県観光協会、善通寺市、善通寺市教育委員会、善通寺市体育協会、善通寺市観光協会、多度津町、多度津町教育委員会、多度津町体育協会、多度津町観光協会、NHK 高松放送局、RNC 西日本放送、KSB 瀬戸内海放送、四国新聞社、
(以上申請予定)
4. 主管 香川県少林寺拳法連盟
5. 日時 2019年8月10日(土)～12日(月)
1日目 10時00分～16時00分
2日目 8時30分～17時00分
3日目 8時30分～16時30分
6. 大会会場 善通寺市民体育館
〒765-0031 香川県善通寺市金蔵寺町398-6
TEL 0877-62-7400
7. 競技種目 男子 単独演武の部、組演武の部、団体演武の部
女子 単独演武の部、組演武の部、団体演武の部
男女 論文の部
8. 大会日程(予定)

| | | |
|-----|-------------|------------|
| 1日目 | 10:00～16:00 | 公開練習 |
| | 15:00～ | 実行委員会 |
| | 17:00～ | 全国中学校連盟総会 |
| 2日目 | 8:30 | 開場 |
| | 8:30～9:30 | 出場者受付 |
| | 8:40～9:30 | 審判員打合せ |
| | 9:10～9:40 | 引率責任者会議 |
| | 9:45 | 出場選手集合 |
| | 10:00～10:45 | 開会式 |
| | | 最優秀論文発表 |
| | 11:00～16:40 | 予選競技 |
| | 16:40～17:00 | 諸連絡、解散(予定) |

| | | |
|-----|-------------|----------------|
| 3日目 | 8:30 | 開場 |
| | 8:15～ 8:45 | 審判員打合せ |
| | 8:45 | 準決勝出場選手集合 |
| | 9:00～10:45 | 準決勝競技 |
| | 11:00～ | 昼食 |
| | 12:00～15:05 | 決勝競技 |
| | 15:15～15:45 | 技術講習 |
| | 15:50～16:30 | 閉会式、諸連絡、解散（予定） |

9. 競技方法 少林寺拳法競技規則（一般財団法人少林寺拳法連盟）、全国中学生少林寺拳法大会規則に基づいて行う。

☆補 足

- ・出場の組合せは、同一所属のみ可とする。
- ・『単独演武の部』における構成内容は、単演基本法形以外の動き（体捌き・連攻等）も可とする。
- ・単独演武は、1方向を1構成とする。
- ・『組演武の部』は三人掛を不可とする。
- ・『組演武の部』及び『団体演武の部』ともに男女混合の組合せは不可とする。
- ・『団体演武の部』の構成人数は6名または8名とする。（出場者登録は左記人数に補欠2名を加えた人数を上限とする。）
- ・『団体演武の部』の構成の編成は、1構成目と6構成目は単独演武、2～5構成目は組演武とする。
- ・演武時間について、『単独演武の部』は1分以上1分15秒以内、『組演武の部』及び『団体演武の部』は1分30秒以上2分以内とする。
- ・『団体演武の部』及び『論文の部』は他の種目と兼ねて出場することができる。
- ・採点は、0.5点単位とする。

10. 参加資格
- ①出場者は、一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員である中学生であること。
 - ②出場者は、2019年度の個人登録及び会費納入の手続きがすべて完了していること。
 - ③一般財団法人少林寺拳法連盟の所属は、本年度の団体登録更新の手続きが完了していること。
 - ④出場者は、全国中学生少林寺拳法大会指定のゼッケンを必ずつけること。

11. 出場組数

| No | 種 別 | | 競技種目と出場組数 | | | |
|----|--------------------------------|-----------------------------------|-------------|-------------|-------------|----------|
| | | | 単独演武 | 組演武 | 団体演武 | 論文 |
| 1 | 都道府県連盟内に 中学校少林寺拳法 部が有る場合 | 都道府県連盟枠 スポーツ少年団等 所属なしの個人会員等 | 男女 各3名まで | 男女 各3組まで | 男女 各2組まで | 3名 まで |
| | | 中学校 少林寺拳法部枠 | 男女 各3名まで | 男女 各3組まで | 男女 各2組まで | |
| 2 | 都道府県連盟内に 中学校少林寺拳法 部が無い場合 | 都道府県連盟枠 スポーツ少年団等 所属なしの個人会員等 | 男女 各3名まで | 男女 各3組まで | 男女 各2組まで | |

- ・上記「1」については、中学校少林寺拳法部のある中学校に在学していても、少林寺拳法部に所属していない拳士（スポーツ少年団等に所属または所属なしの会員）は、「中学校少林寺拳法部枠」で出場することはできない。この場合、当該拳士は「都道府県連盟枠」での出場となる。
- ・開催地振興枠は、香川県は規定枠の2倍とし、四国地区（徳島県・愛媛県・高知県）は1枠追加とする。
- ・兼籍している拳士は、双方の所属長が認めただちらか一方の所属より出場する。なお出場申込については、各都道府県の選考会時の所属で行うこと。（種目別に異なった所属からの出場することは不可とする。）

12. 参加申込 申し込みは、都道府県代表者が申込書類と入力済データファイルを連盟本部へ提出
及び すること。
参加費納入 参加費は指定の郵便振替払込用紙を使用し、所属ごとに連盟本部へ送金すること。
(締切り後の取消に伴う返金は、理由の如何を問わず行わない。)

〔申込書類〕参加申込書 ※参加所属（校）が作成し、都道府県代表者に送付する。
代表者報告書 ※都道府県の代表者が作成し、押印した申込書類と入力済データファイルを連盟本部に送付する。

〔参加費〕単独演武・組演武・論文 1名 3,000円
団体演武 1組 20,000円
パンフレット 1冊 800円×出場人数
ゼッケン 1枚 700円×出場人数

〔締切り〕6月28日（金）連盟本部必着（※参加費納入を含む）

13. 論文の部について

- ・指定されたテーマの中からいずれか一つを選択し、規定に従い発表原稿を作成、各都道府県担当者に提出する。
- ・各都道府県において優秀者3名を選考し、原稿を連盟本部に送付する。
- ※6月14日（金）連盟必着【厳守】
- ※原稿送付に際しては、エントリー者全員の出場費を納入し、ゼッケンを購入すること。
- ・事前審査の上、上位6名を選出し表彰する。第1位に選出された者は開会式で発表する。

《テーマ》

- ①現代社会における少林寺拳法による“人づくり”の意義
- ②災害時における支援活動を通じて見えてくる少林寺拳法の価値
(東日本大震災、または過去3年間の激甚災害への復興支援活動を対象とする。)
- ③自分の可能性を信じるとは
- ④少林寺拳法を始めてからの自分の変化について

《規定》

- ・B4判400字詰め縦書き原稿用紙4枚とする。
- ・原稿用紙は学校名の記載のないものを使用する。
- ・記入は直筆に限る。パソコン・ワープロの使用は認めない。
- ・テーマ、都道府県名、学校名、学年、資格、氏名（フリガナ）、年齢、性別を記入した表紙をつける。
- ・1行目にテーマを記し、2行目より本文を書き始める。

- ・原稿はコピーをしても明瞭なように、文字は大きく濃く書く。
- ・原稿にはページ数をつけ、表紙とともにクリップで綴じる。
- ・原稿は返却しないので、必要な場合はコピーをとっておく。
- ・発表に際しては、道具の使用や過度な身振り、手振り（手話など）は認めない。

14. 宿泊・昼食 宿泊は、必ず大会指定旅行会社を利用すること。
 申込 配宿に関しては、大会指定旅行会社に一任する。
 申し込み・変更等は、大会指定旅行会社からの案内を参照のこと。
15. 表彰 各種目とも、1位から6位までを表彰する。
16. 公開練習 [日 時] 8月10日(土) 10:00～16:00
 [場 所] 一般財団法人少林寺拳法連盟本部
※善通寺市民体育館での練習は不可
17. 審判員 [日 時] 8月10日(土) 17:00～18:00※タブレット操作実習(希望者)
 打合せ 8月11日(日) 8:40～ 9:30
 8月12日(月) 8:15～ 8:45
 [場 所] 善通寺市民体育館
18. 引率責任者 [日 時] 8月11日(日) 9:10～ 9:40
 会議 [場 所] 善通寺市民体育館 **※各所属1名のみ出席すること**
19. 審判員 少林寺拳法公認審判員資格を有する者が行う。
20. 傷害保険 競技中の事故は、主催者側で傷害保険に加入しているので連絡すること。
 また、健康保険証は各自で持参すること。
21. 問い合わせ先(大会事務局)
 一般財団法人少林寺拳法連盟
 〒764-8511 香川県仲多度郡多度津町本通3-1-59
 一般財団法人少林寺拳法連盟内 全国中学生少林寺拳法大会係(担当: ^{あびる} 畔蒜・谷)
 TEL 0877-33-2020 FAX 0877-56-6022
 shinko-fukyu@shorinjikempo.or.jp
- 全国中学校少林寺拳法連盟 事務局
 〒536-0001 大阪府大阪市城東区古市1-20-26
 大阪産業大学附属中学高等学校内 山川 智博
 TEL 06-6939-1491 FAX 06-6933-3638
 yamakawa@osaka-sandai.ed.jp

全国中学生少林寺拳法大会規則

第1章 総則

第1条 目的

全国の中学校における少林寺拳法部員・一般財団法人少林寺拳法連盟所属の生徒達の親睦交流と技術の向上をはかり、少林寺拳法の正しい姿を一般に公開して、中学生の健全な精神と肉体を育成することを目的とする。

第2条 態度

出場者は、少林寺拳法の精神にのっとり、その目的を確認し、少林寺拳法拳士として競技場の内外において明朗闊達に行動し、またいたずらに拳士個人や母校・所属の名誉・勝利のみにとらわれることなく、正々堂々と演武を行なわなければならない。

第2章 参加資格および参加申込

第3条 参加資格

- ①出場者は、一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員である中学生で、当該大会要項により参加資格を得た会員であること。
- ②本年度の登録及び会費納入の手続きが完了していない場合は出場できない。
- ③各種目の参加数の詳細は大会要項に明記する。
- ④出場者は全国中学生少林寺拳法大会指定のゼッケンを必ずつけること。

第4条 参加費

大会に出場する中学生は、大会参加費を申込期日までに納入しなければならない。ただし、その詳細は大会要項に明記する。

第5条 選手登録

以下の制限事項に留意の上、選手登録をすること。

- ①組演武・単独演武の登録は、1人1回とする。
- ②団体演武の構成人数は6名または8名とし、2名までの補欠を認める。
- ③団体演武及び論文の部は、他の種目と兼ねることができる。
- ④参加申込時に登録した者以外が出場した場合は失格とする。

第3章 競技種目及び表彰

第6条 競技の基本姿勢

競技種目は、中学生の身体的条件および経験を考慮し、安全かつ将来の向上を可能とするものとし、それ以上に高度なものや体操競技的な技術の使用は避ける。

第7条 競技種目

競技種目は、下記の種目とする。

ただし、その詳細は大会要項に明記する。

| | | | |
|----|------|----|------|
| 男子 | 単独演武 | 女子 | 単独演武 |
| | 組演武 | | 組演武 |
| | 団体演武 | | 団体演武 |
| 男女 | 論文 | | |

第8条 表彰

各競技とも1位から6位までを表彰する。

ただし、副賞については実行委員会に一任する。

第4章 競技方法

第9条 服装等

- ①大会目的に反する頭髪・服装・態度の者の出場は認めない。
- ②道衣・袖章・帯は少林寺拳法公認のものを着用すること。
- ③道衣・袖章・帯以外のものを身に着けたり持ったりしない。(例：はちまき、胴)
- ④男子は原則として道衣の下にシャツを着用しない。
- ⑤女子が道衣の下にシャツを着用する場合は、白色(ワンポイント入可)のものを着用する。
- ⑥出場者は全国中学生少林寺拳法大会指定のゼッケンを必ずつけること。
- ⑦髪留めは、金属・プラスチック製の髪留め、又はリボン等は使用せず、黒又は紺色髪留めゴムを使用する。なお、使用する場合は、後ろ髪にのみ使用可とする。
- ⑧競技中の眼鏡、ハードタイプのコンタクトレンズの使用は原則禁止とする。なお、やむを得ず眼鏡を着用する場合は、バンド等で固定するとともに保護者記入の同意書を提出すること。
- ⑨これらの服装規定に違反した者や、「少林寺拳法競技規則 細則. 服装規定」に違反した者の出場は認めない。

第10条 演武の構成及び武階と使用できる技

- ①予選会参加申込時の武階に応じた技を使用する。
- ②団体演武は演武者の最高武階の最終科目内(資格内)の技が使用できる。
- ③体操競技の技等も、一技につき総合点より10点減点する。
ただし、次の内容については許容範囲として認めるものとする。
 - 1) 演武者が「見習・6級・5級・4級」の場合は3級科目までの技が使用できる。
 - 2) 演武者が「3級・2級・1級」の場合は初段科目までの技が使用できる。
- ④団体演武の構成の編成は少林寺拳法競技規則に準じ、1構成目と6構成目は単独演武、2～5構成目は組演武とする。

第11条 競技場

- ①コートのはきは、原則として7m四方とし、区画線は幅5cmから10cmの白線とする。
ただし、マットを敷設し、マットの色によりコートを示すことも可とする。なお、演武中、区画線を越えても減点とはならないが、演武終了後、審判員は必要に応じて注意を行う。
- ②競技出場前の待機は、主審席対面で待機せず、指定された次待機場所(ネクストコーナー)で、ウォーミングアップをして待機する。なお、ウォーミングアップは、競技及び審査の妨害にならない程度での練習も可とする。
ただし、気合を出しては行わないこと。

第12条 競技の開始と終了

- ①組演武は、相対合掌礼により開始し、相対合掌礼により終了するものとする。
- ②単独演武及び団体演武は、主審席への合掌礼により開始し、主審席への合掌礼により終了するものとする。なお、演武開始時、終了時に定められた合掌礼が行われない場合は失格とする。
- ③演武は、コートの中央より始まり、中央付近で終わることとする。

第13条 演武時間

- ①演武時間は、組演武・団体演武は1分30秒以上2分以内、単独演武は1分以上1分15秒以内とし、未満超過は10秒ごとに総合点より5点減点する。
- ②組演武・団体演武は3分・単独演武の2分15秒を越える場合は、失格とする。

第14条 組合せ

演武順は、学校及び所属ごとの参加組数を考慮の上、同一校が重ならないよう配慮する。

第15条 予選通過組数

大会の目的から、より多くの準決勝・決勝出場数が好ましい。決勝への進出組数はおおよそ12～18組とするが、その決定は大会実行委員会に一任する。

第5章 審判基準

第16条 判定

- ①審判員による採点法により、順位を決定する。
- ②順位は、総合点（最高300点）より減点分を引いた点の高い組より決める。
- ③審判員は、演武の技術度、表現度を併せて採点し、その結果を明示する。
- ④審判員の判定に対しては、異議申し立てを認めない。

第17条 審判員数と算出方法

- ①審判員数は、5名を原則とする。
- ②主審及び副審おのおの5名が技術度（60点）と表現度（40点）を採点し最高点、最低点を除いた審判員3名の合計を総合点とする。なお、最高点で同点が出た場合は、技術度の得点の低い方を残し、最低点と同点の場合は、技術度の得点の高い方を残すものとする。

第18条 審判員の配置

原則として、審判員と関係（監督・部長など）のある組の出場しているコートでの審判は行わないよう配慮する。

第19条 審判員資格

- ①少林寺拳法公認審判員認定規則に定める公認審判員とする。
- ②審判団は、1級審判員と都道府県推薦審判員を中心とする。
- ③大会の性質上、必要に応じて事前打合せを実施する。

第20条 採点基準

- ①演武は、中学生として少林寺拳法の基本を忠実に実行しているかを判断し、見栄えや派手さ、速さにとらわれず、技術の正確さに重点をおいて採点する。
- ②評価基準は、少林寺拳法演武審査要領による。
- ③技術度は部分評価であり1構成ごとに審査し、表現度は全体評価であり審査項目により審査する。

第21条 同点の取扱い

同点の場合は、以下の処理をする。

- ①総合点の技術度の高い方を上位とする。
- ②なおも同点の場合は、主審の合計点が高い方を上位とする。
- ③なおも同点の場合は、主審の技術度の得点の高い方とする。
※上記の場合、主審の採点が総合点に加算されているか否かは問わない。
- ④なおも同点の場合は、審判団協議の上決定する。
なお④の審判団協議を実施するのは、決勝の1位から6位を決定する場合のみとする。
他は①②③を見て同点の場合は、同点同順位とする。（決勝進出者数・組数が増加する場合もある）

第6章 罰則

第22条 出場資格の取消し

すでに述べた条項の失格条件の他に、「第1章 総則」に定める内容に大きく反する場合は、審判委員長あるいは大会実行委員会をもって、当該組や学校に対して失格を宣言することがある。

第7章 関連する諸規則等

第23条 準拠すべき諸規則

本文に記載なき事項は、次の諸規則による。

- ①少林寺拳法競技規則（一般財団法人 少林寺拳法連盟）
- ②少林寺拳法審判規則（一般財団法人 少林寺拳法連盟）
- ③少林寺拳法演武審査要領（一般財団法人 少林寺拳法連盟）

第24条 救護・事故の対策

「全国中学生少林寺拳法大会救急事故対策規定」(別紙)を適用する。

第8章 附則

第25条 本規則の改廃は、一般財団法人少林寺拳法連盟において審議決定する。

本規則は、2007年 1月 4日より施行する。

本規則は、2007年12月 9日より一部改正し施行する。

本規則は、2009年 4月 1日より一部改正し施行する。

本規則は、2010年 1月 4日より一部改正し施行する。

本規則は、2011年 1月 4日より一部改正し施行する。

本規則は、2012年10月28日より一部改正し施行する。

本規則は、2013年12月 8日より一部改正し施行する。

本規則は、2016年 1月31日より一部改正し施行する。

本規則は、2017年 2月19日より一部改正し施行する。

本規則は、2018年 2月25日より一部改正し施行する。

本規則は、2019年 2月24日より一部改正し施行する。

第13回全国中学生少林寺拳法大会申し合わせ事項

本「申し合わせ事項」は、大会要項並びに大会規則と重複するところもあるが、本大会の準拠すべき諸規則と同等として取り扱うものとする。

1. 使用できる技について

- (1) 「全国中学生少林寺拳法大会規則 第4章 第10条 ③」の通り実施する。
 - 1) 演武者が「見習・6級・5級・4級」の場合は3級科目までの技が使用できる。
 - 2) 演武者が「3級・2級・1級」の場合は初段科目までの技が使用できる。
- (2) 「投げに対する宙で回転する受け身」については使用禁止技とする。使用が認められた場合は、総合点より一技につき15点の減点とする。(少林寺拳法競技規則 第4章 第7条 取扱細則)

2. 選手の服装・頭髪等について

- (1) 選手の服装について
大会要項並びに大会規則に準ずるものであるが、細部については次に示すところとする。

【服装規定】(少林寺拳法競技規則 取扱規則 第3章 第5条 細則. 服装規定より抜粋)

- ① 道衣・帯は少林寺拳法公認のものとし、体格に応じたものを着用する。
清潔感に留意し、汚れがひどい道衣は着用しない。
 - ② 袖章は規定通りのものを着用すること。(役職、資格に応じたもの)
 - ③ 道衣の後襟、前襟下方、ズボン前上方に必ず名前を記入すること。
原則として、黒色で名前のみ記す。卍等の刺繍はしない。
 - ④ 道衣の袖や裾をまくりあげないこと。
 - ⑤ 上着の袖は「手首と肘の中間」、ズボンの裾は「足首と膝の中間に」位置する。
〔一般 (中学生以上)〕
 - ・袖の位置は、手首の関節から上に5cm以上、肘から下に10cm以上とする。
 - ・ズボンの裾はくるぶしから上に10cm以上、膝から下に15cm以上、ズボンの幅は体格に応じたものとする。※上記の数値については、直立で手を真っ直ぐ下ろした状態でそれぞれの関節中央部から計測した場合とする。
 - ⑥ 中学生以上の男性拳士は原則として道衣の下にシャツを着用しない。女性拳士が道衣の下にシャツを着用する場合は、色は白色(※ワンポイント入可)とし、見苦しくないようにすること。
- ①⑤⑥の項目についての違反は直ちに服装規定違反とみなす。
他の項目についても違反が甚だしい場合は服装規定違反とみなす。
服装規定違反が認められる競技者については、出場を認めない(受賞対象外とする)。

- (2) 頭髪について

男女共、端正な髪形とする。

- ア 頭髪の加工(染髪やパーマ等)は一切しないこと。
- イ 極端な長髪(髪形)は避けること。
- ウ 金属製並びにプラスチック製の髪留め具、またリボン等の髪留め具は使用しないこと。
- エ 前髪が目にかからないような髪形にしておくこと。

(3) 眼鏡等について

競技中の眼鏡、ハードタイプのコンタクトレンズの使用はしないこと。やむを得ず眼鏡を着用する場合は、バンド等で固定するとともに保護者記入の同意書を提出すること。

(4) その他

- ・装飾品等を身につけないこと。
- ・原則としてサポーター類の使用は不可とする。

3. 選手の競技前後の立ち居・振る舞い等について

- (1) 競技ごとにアナウンスの下、各コートまで係員先頭で入場行進を行う。については、係員の指示に従い、凜とした姿勢で行進すること。
- (2) 各コートにて、次番出場者はネクストコーナーに入り、ウォーミングアップをして待機する。
但し、気合いを出したりせず、競技に支障のないよう相対でのアップは可とする。
- (3) コートへの入場は、係より名前を呼ばれたら、凜とした姿勢で元氣よく普通に「はい」と返事をして、コートへ合掌礼を行い、姿勢を正してコート中央へ歩いて進む。掛け足はしないこと。
団体演武においては、代表者が返事を同様に行い、全員が揃って、姿勢を正してコート中央へ歩いて進む。掛け足はしないこと。
- (4) コートへの入退場に際して、一切パフォーマンス的な行動はしないこと。
- (5) コートへ入場後の礼は、演武開始時の礼と演武終了時の礼のみとする。
- (6) コートへ入場したら、適切な間（時）をもって演武開始の礼を行い、演武を開始すること。
不要に長い間（時）をもって礼をしたり、礼をしてからも不要に長い間（時）をもって演武を開始したりはしないこと。

4. 選手の出場取消（棄権）・変更について

選手の出場取消（棄権）・変更が発生した場合は直ちに大会実行委員会へ連絡を行うこと。

〔留意〕※変更については団体演武のみに適用されるものであり、組演武・単独演武は認めない。

また、団体演武で変更を行ったことにより、演武者の最高武階によって使用技が制限されることもある。

5. 引率責任者会議について

同会議には、引率責任者（所属長・教員・保護者）は必ず出席すること。

6. 決勝進出者・組・チーム（予選通過）の発表について

準決勝進出者・組の発表は、全種目、大会3日目の朝、決勝進出者・組の発表については、昼休みに会場内所定箇所において、掲示により発表する。

7. 開会式及び閉会式について

本大会に参加する選手は、開会式・閉会式には全員道衣着用の上、参加すること。

8. 宿泊について

本大会に参加する選手の宿泊については、必ず大会指定旅行会社を利用することとする。

9. その他

(1) コートについて

本大会は、コートに競技用マットは使用しないものとする。

(2) 本大会の選手の選考について

各都道府県少林寺拳法連盟及び中学校少林寺拳法連盟が主管する予選会を経て選考され、尚も本大会の参加資格に適應する者を選出する。

予選会は、原則本大会の要項・規則・申し合わせ事項等に準じて行うものとするが、競技方法において開催地の諸事情がある場合は、事前に全国中学校少林寺拳法連盟（大会実行委員会）へ相談の上、変更して実施する場合もある。

(3) 本大会競技・成績に関する質問、疑義・異議の申し立てについて

都道府県代表者を通じて、文書をもって行うものとする。

なお、文書の提出期限は次の通りとする。

①予選に関すること …当日の日程終了時までとする。

②準決勝に関すること …当該種目の決勝召集時までとする。

③決勝に関すること …閉会時までとする。

但し、審判員等の判定に対する疑義・異議の申し立ては一切認めない。

また、順位の変更は一切行わない。